

「川口市地域共生社会推進計画」(案)についての意見募集結果

①意見募集期間	令和6年1月26日(金)から令和6年2月26日(月)まで		
②意見提出者	5名		
③意見件数	11件		
④意見概要と市の考え方			
No	意見概要	市の考え方	案の修正
1	地域における清潔やペットの過剰繁殖の抑止、災害対策等地域福祉の推進のためには、ペットに関する適切な支援が必要になることからペット(犬)の飼育頭数や、市にペット飼育継続困難の意向を伝えてくる飼育者の傾向と人数について、【資料編 1.川口市の特性(9)その他の状況】に記載したほうがよいのではないかと。	ペット飼育が継続困難である理由は、飼養者によって様々であり、特定の傾向を記載することは困難です。	無
2	重層的な課題を解決することは、生涯学習にもなるため、コミュニティの場でもある子ども食堂は「⑤地域づくり事業」に該当すると明確化が必要である。	ご指摘の「子ども食堂」については、本計画、P25の本市における事業イメージの⑤地域づくり事業の居場所づくりの例として、記載しております。	無
3	公民館以外の調理場がある市の施設も子ども食堂として使用できる体制づくりが必要である。	いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	無
4	フードドライブの取り組みを行う旨が明記されているが、フードパントリーやフードバンクも含めたものになるのか。含めていない場合、フードパントリーの取り組みをしている団体が信用できる団体かどうか、判断できないため、飲食物の提供がしにくい状況になりかねない。市としてどこの課が窓口になるか明確にする必要がある。また、先々は子育て世代のみではなく、様々な世代を対象としたフードパントリーの制度が必要である。	ご指摘の「フードドライブ」には、「フードバンク」や「フードパントリー」も含まれております。 その他、いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	無
5	迷い人について 迷い人への取り組みとしてGPSなどやパーソナルカードの携帯等があるが、迷い人自身が迷ってしまったことを言えないことが課題であると考えられるため、デイサービス等の施設利用者も含め、高齢者が迷い人であることを言える訓練が必要である。また、迷い人であると言われた人も警察に連絡する等の対応ができるようにするといったシンプルな方法がベースにあると良い。	いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	無
6	認知症患者とその家族に対する人権の配慮を記載して欲しい。	本計画のP39～40 2-6の(1)及び(4)において、「認知症に関する普及啓発」「認知症になっても安心できる地域づくり」を位置づけ、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策の推進を図ることを記載しております。	無

7	<p>P46 2-21 終活支援の充実 (1) ACP(人生会議)の普及啓発 ● ACP(人生会議)に関する講座の開催 「人生の最終段階における医療・ケアについて、ACPを普及・啓発し、希望する療養場所や医療処置等を自ら考える機会や本人が意思決定を表明できる環境の整備を進めていきます。」とあるが、本人の意思決定を表明できる環境の整備だけでなく、本人の家族への理解・同意を得られる仕組みづくりについての記載を入れて欲しい。</p>	<p>本計画では、本人の意思決定だけでなく、家族や医療・ケアチームと話し合い、双方における理解、同意を得ることを「ACP(人生会議)」として位置付け、環境の整備を進めていくこととしております。</p>	無
8	<p>P44 2-16 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援 (1) 介護人材の確保に向けた取組の強化の中で、入門的研修の実施や就職相談会の実施について記載はあるが、今後の介護・医療現場で人材が不足することは明らかなので、介護・医療の人材確保や人材育成にあたり、行政としての経済的支援についての仕組みを記載して欲しい。</p>	<p>行政としての経済的支援としては、介護福祉士や主任介護支援専門員の資格取得等支援助成事業の実施や外国人介護職員受入支援事業の実施において記載しております。</p>	無
9	<p>P36 2-2 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実 (3) 一般介護予防事業の推進 ● 口腔教室の実施 口腔教室で、歯科医師が同席していなかったところがあると聞いており、歯科医師もいたほうがよいと、「歯科衛生士などの指導のもと」を「歯科医師、歯科衛生士などの指導のもと」に記載して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、P36 2-2 (3) 2行目の、「歯科衛生士などの指導のもと」を「歯科医師や歯科衛生士などの指導のもと」に修正いたしました。</p>	有
10	<p>P63 3-17 保健活動の充実 (3) 障害者歯科健診の実施 歯科保健指導の実施に加えて、実施結果によって早期の治療につながっているため、その旨を記載して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、P64 3-17 (3) 2行目の、「フッ化物塗布を実施します」を「フッ化物塗布を実施することにより、早期の治療につながっていきます」に修正いたしました。また、4～5行目の、「歯科保健指導を実施します」を「歯科保健指導を実施することにより、早期の治療につながっていきます」に修正いたしました。</p>	有
11	<p>P45 2-18 利用しやすく持続可能な介護保険事業の運営 (2) 介護給付費の適正化の推進 ● 医療情報との突合・縦覧点検 「複数月にまたがる請求明細書の確認、医療と介護の給付情報を突合し、」とあるが、より具体性をもたせるため、入院中の月における介護別途の貸与等の表記を追加で記載したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、P45 2-18(2) 9～10行目の、「医療と介護の給付情報を突合し、整合性の確認等を行います」を「医療と介護の給付情報を突合し、医療機関入院中における介護保険の在宅サービスの受給状況を精査することなどにより、整合性の確認等を行います」に修正いたしました。</p>	有

その他本件に関わりのない御意見が1件ございましたが、御意見については今後の参考とさせていただきます。